

# 館市農業委員会だより

●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19  
☎0186-43-7129



耕作放棄地を活用した釈内地区ひまわりプロジェクトに参加した子どもたち

## 新年のごあいさつ



大館市農業委員会  
会長 糸屋 由衛門

あけましておめでとうございます。

昨年は、大雪に始まり、春先の低温、日照不足に加え、記録的な集中豪雨や猛暑、さらには東日本大震災など、非常に厳しい一年でありました。

さらに先般、政府は、我々農業者の反対にもかかわらず、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉のテーブルにつきました。

TPPへの参加については、さまざまな意見があるところですが、正確な情報が明らかにされず、先が見えない現状を非常に憂慮しているところです。

例えば政府は、食料自給率を現在の四十パーセントから五十パーセントに引き上げることが目標に掲げていますが、一方で農林水産省は、TPPに参加した場合、自給率が十三パーセント程度に下がると試算しています。国内農業や地域経済が壊滅的な打撃を受けかねないこの矛盾を、政府はどう説明するのでしょうか。

具体的な農業振興策が示されないままTPPに参加することは、到底認めることはできません。

また、農業が衰退すれば、一部の大都市以外は地域の衰退を招き、ひいては地域の伝統的社會を捨てるということにつながります。

農業分野のみならず、ありとあらゆる分野に影響を及ぼすTPP参加に反対し、食料の安心安全、ふるさとの農村地域、さらには国土を守るため、農業者のみならず、消費者と一体となった運動を展開していきたいと考えております。

皆様方のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。新年のごあいさついたします。

ストップ！耕作放棄地 守るは優良農地

# 遊休農地の解消に向けて

わが国の「限りある農地の有効利用」を目指して、平成二十一年十二月、農地法の大規模な改正が行われました。この改正の一環として、これ以上の農地の減少を食い止め、効率的に利用することを最大の目的とし、農業委員会に農地の利用に向けての「利用状況調査（農地パトロール）」の実施が新たに義務付けられました。農業委員会では、関係機関と連携を図りながら、遊休農地の発生防止や解消に取り組んでいます。地域の優良農地を守っていきましょう。

全国的に耕作放棄地はこの二十年間増加しています。耕作放棄地面積は、昭和六十年までは、およそ十三万ヘクタールで横ばいでしたが、平成二年以降増加に転じ、平成二十二年には約四十万ヘクタールとなっています。また、農地面積が減少する中、耕作放棄地面積率は、平成二年から平成二十二年にかけて約二倍に増加しています。

農林水産省が公表した二〇一〇年世界農林業セ

ンサスの結果によると大館市の耕作放棄地面積は、九百十六ヘクタールで、前回調査（五年前）に比べて二百三十四ヘクタールの大幅な増加となっています。秋田県の五年間の耕作放棄地の増加率が約九パーセントであるのに対し、大館市は三十四パーセント増という状況であり、特に農地を持っている非農家の耕作放棄地が大幅に増加傾向となっており、極めて憂慮すべき事態と思われる。

農業委員会では、八月から十一月を農地パトロール月間として定め、市内の農地の利用状況を調査する農地パトロールを実施しています。今年度は昨年度の調査結果を受けて、遊休農地の所有者等に対し、営農の再開や農地の貸借による農地の有効活用を促進、農地の適切な管理などを指導するとともに、今年度の調査を十月から十一月にかけて実施しました。今後は、今年度の調査結果を踏まえ、現状と課題を整理し、事後指導の対応等について検討を行い、必要に応じて是正指導等を実施する予定です。遊休農地の発生を防止し、農地が農地として有効活用されるよう皆様のご協力をお願いします。

## 耕作放棄地を再生しました

大館市農業再生協議会（事務局・市農林課）では、本年度国の補助事業（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業）を活用し、市内三箇所の耕作放棄地約一・五ヘクタールを再生・解消しました。

再生前



花岡字繫沢地内の耕作放棄地が再生され、1haのソバ畑に生まれ変わりました。

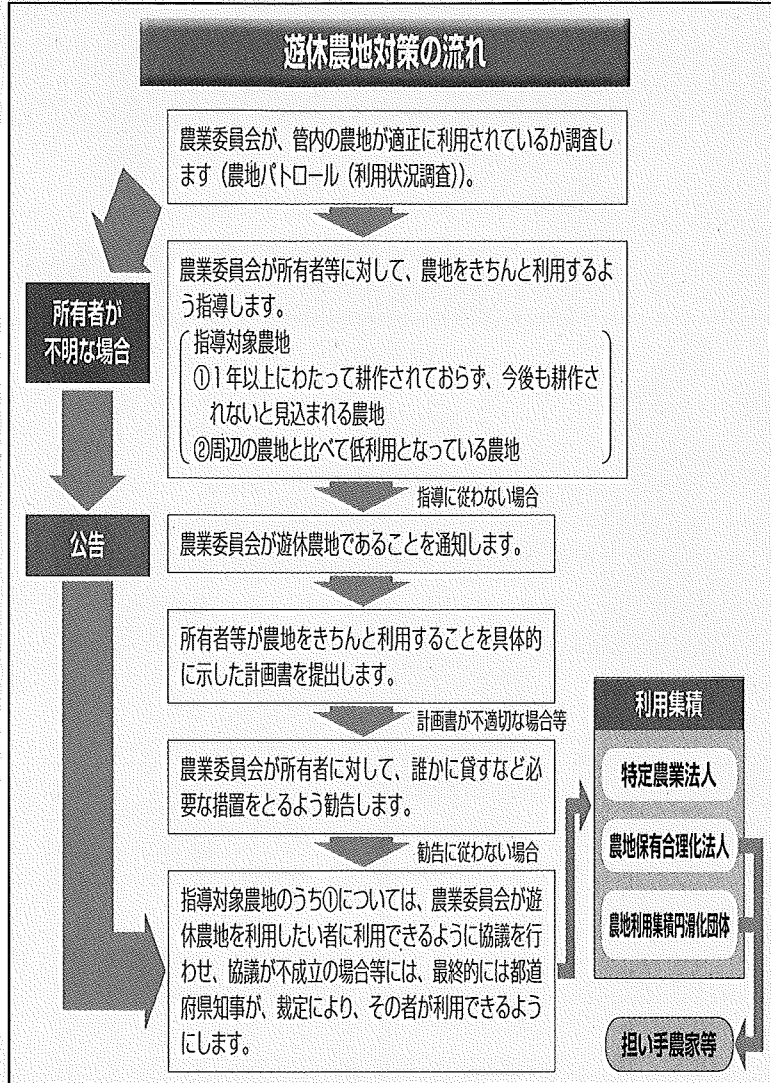
再生後



※再生事業についてのお問い合わせは、市農林課 農業経営係（四三―七〇七三）まで。



# 農地法に基づく是正指導等の実施



農業委員会では、適正に利用されていないと判断される遊休農地の所有者等に対し、次のように働きかけます。

①遊休農地の所有者等に対して、「利用状況調査(農地パトロール)」

の結果を伝え、意向を確認した上で、耕作の再開等を指導します。

②意向確認の結果、耕作する意思が明確でない、または耕作の再開が見込まれない場合は、農地法第三十二条に基づく「遊

休農地である旨の通知」を行う期日を定め、原則として文書で指導します。

③文書等で改善指導を行った後も、「相当期間」耕作の目的に供されない場合は、「遊休農地である旨」を通知します。また、通知を受けるべき所有者が不明な場合は、その旨を公告します。

④「遊休農地である旨」

の通知を受けた者は、農業委員会に対し農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出しなければなりません。

⑤計画書の提出がない場合や、計画の内容が適切でないと思める場合には、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

農業従事者の高齢化や後継者不足、米の生産調整の長期化等から耕作されなくなった遊休農地が増加傾向にあります。

遊休農地は、雑草の繁殖により病害虫の発生等を引き起こし、周辺農地に悪影響を及ぼします。また、一旦荒れてしまった農地は、その復旧・再生には多大な労力と費用を要することになります。

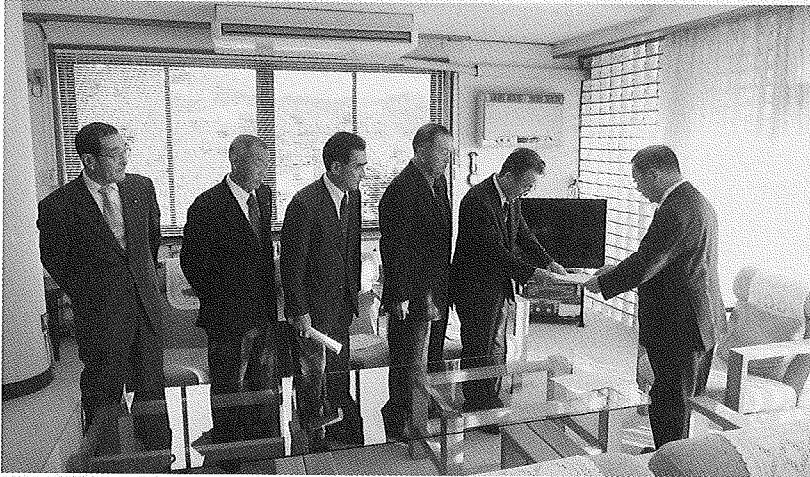
遊休農地の発生を防止し、優良農地として活用または適切な管理・保全を行うよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 贈与税の納税猶予制度の適用農地は適切な管理を!

農地等の納税猶予制度は、農地等の受贈者が農業経営を継続することを前提として設けられています。したがって、その受贈者が農業経営を廃止したり、または農地を有効活用せず遊休農地(耕作放棄地)化してしまったり、納税猶予の適用となった農地等を譲渡、転用またはその農地等に賃借権等を設定させる等した場合には納税猶予が打ち切られ、贈与税の全部または一部を納付しなければなりません。

そうならないようにするために、納税猶予の適用を受けている農地について、適切な耕作または管理をお願いします。

# 放射性物質を含んだ焼却灰の受入は慎重に



小畑市長に建議書を手渡す糸屋会長

## 建議書を提出

昨年十一月八日、平成二十四年度大館市農業施策についての要望事項を集約した建議書を農業委員会等に関する法律第六条の規定に基づき、糸屋会長が市長に提出しました。

安部会長職務代理者が内容を説明した後、市長と農業委員による意見交

### 【平成24年度建議の要旨】

#### 1 農政上の課題について

- 福島第一原発放射能漏れ事故の対策について、放射性物質の検査を来年度も引き続き実施されるようお願いしたい。また、本市農業にとってプラス面のない、放射性物質を含む首都圏の焼却灰の受け入れについては慎重に判断されるよう要望する。
- 正確な情報が明らかにされず、農業再生策も示されない中、TPP（環太平洋経済連携協定）に参加することには反対であり、政府に対し働きかけを強めていただきたい。
- 農業者戸別所得補償制度について、長期的に安定した制度とするよう国に働きかけていただきたい。

#### 2 農業振興施策について

- 担い手の育成・確保のため、農産物価格を安定させ一定の農家所得を確保することが必要であるので、ご尽力願いたい。
- 地産地消活動、グリーンツーリズム、消費者ニーズに応える農業の推進について、市内の学校給食等での地元食材のいっそうの使用をお願いしたい。
- 生産コスト低減などの農業経営改善対策について、認定農業者間で相互の面的集積につながるような農地の貸借等の推進や、機械の共同利用等の拡大をお願いしたい。
- 投機的な取引によって米の価格が左右され、農家の経営安定を阻害することが懸念される米の先物取引制度には反対であり、国等への働きかけをお願いしたい。

#### 3 農村振興施策について

- 遊休農地の発生防止と解消のため、保全管理に要する経費の助成や農地の再生利用に対する国・県・市の支援制度の創設・拡充、市独自の新たな土地利用型作物の導入などを推進していただきたい。
- 農業生産基盤整備事業の促進について、予算確保、事業推進にご努力願いたい。
- 中山間地域等直接支払制度の恒久法化を国に働きかけるとともに、農地・水保全管理支払交付金の従来どおりの交付額の確保と新たな集落の参加も積極的に呼びかけていただきたい。

#### 4 農地法等の改正による農業委員会業務の増大について

- 農地法改正により、農業委員会が果たすべき役割が質、量ともに増大しており、予算確保と体制の整備強化をお願いしたい。

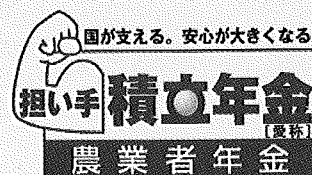
換を行い、委員からは建議書をもとに現場の代表者として意見が出されました。特に会長から東日本大震災による原発事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の受け入れについて「消費者は食の安全性

に関し、非常にデリケート。焼却灰の受け入れは農業にとってプラスはない。」と述べたところ、市長からは「いたただいた提言は、できることから市の農業施策に反映させたい。放射性物質に

ついては、反対がある限り受け入れない。TPPについては、国内農業の将来像が全く示されていない。慎重に判断するよう国に強く求めていく。」との考え方が示されました。



# 農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



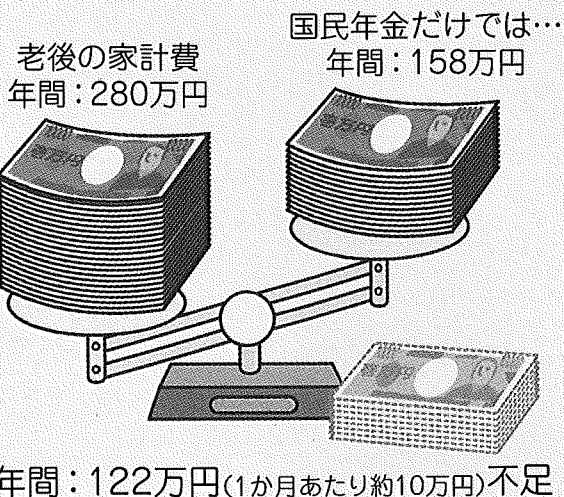
老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均寿命は…



老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合



## 農業者年金は老後生活をはがっちりサポート

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金  
ならではの  
税制上の  
優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、  
通算すると最大で215万円

### ○保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)	月額5万円 (年額50万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
15%の場合	36,000円	90,000円	120,000円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,000円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,000円

(注)各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も適用される。  
税率に変動がないものとして試算しています。

### ○農業者年金の年金額の試算

加入 年齢	納付 期間	性別	試算年金額(年額)	
			保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	89万円	134万円
		女性	77万円	116万円
30歳	30年	男性	59万円	88万円
		女性	51万円	76万円
40歳	20年	男性	35万円	52万円
		女性	30万円	45万円
50歳	10年	男性	15万円	23万円
		女性	13万円	20万円

(注)この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の通常加入の試算です。付利率2.30%は、農業者年金の期待収益率(2.60%)から付利率準備金と調整準備金への繰入率(0.30%)を控除して設定した率であり、予定利率1.40%は、農林水産省告示(H23.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは、  
**農業者年金**で安心！

農業者年金へのご加入については、農業委員会へ  
ご相談ください。TEL 43-7129

# 手続きをお忘れなく!

## 農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の二つの方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

### (1) 農地法第3条による貸借

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です
手続き	<p>手続きには、次の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の全部事項証明書(法務局で入手してください。)</li> <li>・貸し人の印鑑証明書、実印</li> <li>・借り人の住民票の写し、認印</li> </ul>
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

### (2) 利用権設定

項目	内容
要件	・借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が1.8ha以上(新規借入分を含む。) } であることが必要です。
手続き	・両者の印鑑(認印)のみで手続きできます。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。</li> <li>・再契約すれば継続できます。</li> </ul>
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

## 農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手続き	<p>手続きには下記の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の全部事項証明書(法務局で入手してください。)</li> <li>・売渡人の印鑑証明書、実印</li> <li>・買受人の住民票の写し、認印</li> </ul>

※ 農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、左ページの転用許可を受ける必要があります。



# こんなときは...

## 農地を転用したい

たとえば...

農地に住宅を建てたい

農地に工場を建設したい

農地を駐車場にしたい

こんな場合には、  
**転用許可**  
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

## 農地関係の申請手続きは、毎月20日までに

農地法の申請手続き（農地としての権利移動、転用、非農地証明、賃貸借の合意解約）等については、毎月20日（休日の場合は前開庁日）までに受付した申請を翌月上旬の総会で審議しております。転用については許可がおりるまで最短で40日程度かかることから、お急ぎの際は早めに相談、申請されることをお勧めします。

また、転用の目的によって必要書類が異なりますので、転用しようとするときは、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

なお、1月のみ締切が1週間程度早まります（平成24年1月は13日が締切です。）ので、ご注意ください。

農業委員会へのお問い合わせは、電話**43-7129**まで

## 大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成23年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における、賃借料水準（10a当たり）は次のとおりとなっていますので、貸借の際の参考としてください。

### 【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大館地域	大館	11,033円	16,000円	4,259円	295
	釈迦内	12,054円	19,200円	6,400円	233
	長木	12,111円	15,000円	5,000円	194
	上川沿	11,325円	19,200円	5,000円	253
	下川沿	12,956円	20,000円	6,000円	125
	真中	14,262円	22,875円	10,000円	413
	二井田	13,068円	19,200円	6,501円	335
	十二所	11,296円	19,200円	6,000円	300
	花矢	11,483円	13,000円	4,926円	210
比内地域	11,949円	19,200円	4,625円	400	
田代地域	11,027円	16,000円	5,000円	472	
市全域平均	12,069円	—	—	3,230	

### 【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	6,740円	10,000円	4,926円	7

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 物納の場合、米1俵(60kg)当たり12,800円で算定しております。

## 全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送

B3版8～10ページ

購読料：月600円（送料とも）

購読の申し込みは、農業委員会事務局  
電話 43-7129まで

## 農家相談デー開催

農地等に関するご相談について地元の農業委員が応じます。

相談日	時間
1月6日(金)	9時～12時
1月26日(木)	9時～12時
3月2日(金)	9時～12時

**会場** 農業委員会事務局  
旧大館地区の各地区公民館、  
比内・田代総合支所

**内容**

- ・農地を売買したい、貸借したい。
- ・農地を転用したい。
- ・親から子へ農地を贈与したい。
- ・農業者年金に加入したい。
- ・集落営農について知りたい。
- ・不耕作地で迷惑している。